

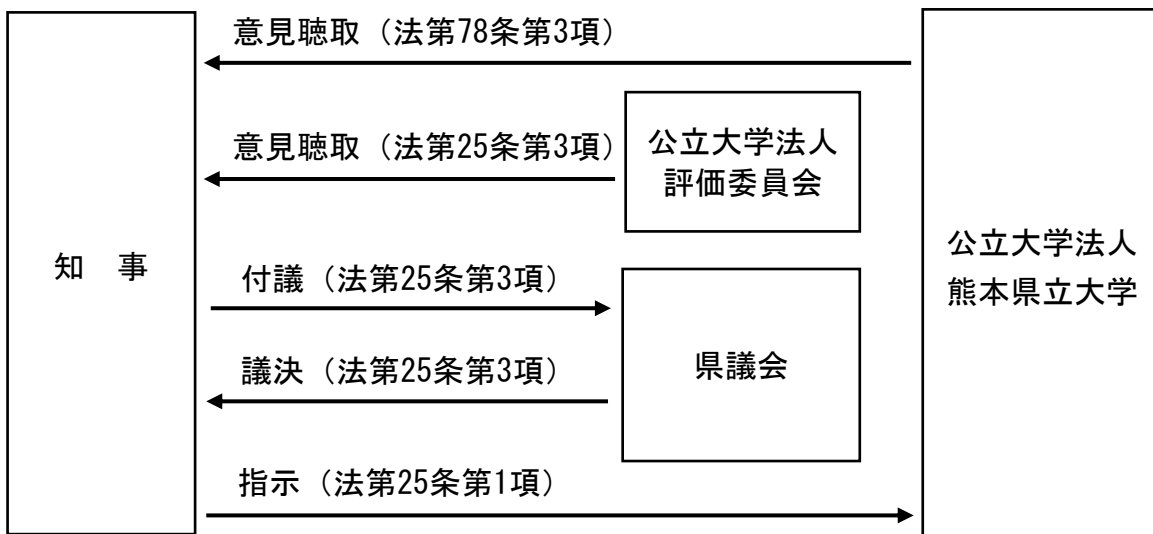
公立大学法人熊本県立大学 第4期中期目標（案）について

中期目標とは

- 目標期間の6年間に大学が達成すべき業務運営に関する目標で、知事が議会の議決を経て定め、大学に指示するもの。
（地方独立行政法人法第25条第1項）
- 中期目標の指示を受けた大学は、その中期目標を達成するための具体的な計画（中期計画）を定め、知事の認可を受ける。
（地方独立行政法人法第26条第1項）

第4期中期目標の期間：令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間

中期目標の策定手順



中期目標策定に係るスケジュール

令和5年3月	公立大学法人評価委員会	目標検討状況報告
5月	公立大学法人評価委員会	目標（素案）審議
6月	6月県議会	目標（素案）報告 パブリック・コメントの実施（6/28～7/27） →意見なし
8月	大学へ意見照会	（8/1～9/29） →別添資料1-2のとおり意見（軽微な修正）あり
10月	公立大学法人評価委員会	目標（案）審議
12月	12月県議会	目標の議案付議（議決） 熊本県立大学に目標を指示

（参考）～2月 熊本県立大学 中期計画を策定し、知事に認可申請
3月 公立大学法人評価委員会 中期計画（案）審議
3月 知事 中期計画の認可